

令和8年3月19日

芦屋町職員の懲戒処分について

1. 事案の概要

租税特別措置法第12条第3項による産業振興機械等の取得に係る割増償却に関する市町村確認書の発行申請に対し、決裁を受けずに公印を無断で使用したうえ、申請者に確認書を交付したものの。

なお、文書そのものに改ざんはなく申請どおり処理を行っており、申請者に不利益は生じていない。

2. 懲戒処分内容

被処分者	処分日	処分の程度	備考
産業観光課 主事 (20代・男性)	令和8年3月19日	減給1月 1/10	指導上の措置として 厳重注意2名 (課長・係長)

3. 処分に対する町長のコメント

この度、職員のこのような不祥事につきましては、全体の奉仕者として法を守るべき公務員が犯した公務中における行為であり、厳しく処分をいたしました。町民の皆様には、公務に対する信頼を損ねることになり、深くお詫びを申し上げます。

今後二度とこのようなことがないように、法令遵守や再発防止の徹底に努め、信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んで参ります。

芦屋町長 貝掛 俊之

〔問合せ〕

○処分について 総務課人事係

○事案について 産業観光課商工観光係